

職業能力開発大学校等における技術検定受検資格認定の申請について

認定を希望される場合は、以下の書類を揃えて下記送付先あてに送付ください。

1. 指定学科と同等の受検資格としての認定について申請する場合

(建設業法施行令第36条第1項第4号、第37条第2項第1号口及び同項第2号口の規定に基づく認定)

○対象訓練科

- ・ 職業能力開発大学校等における高度職業訓練(専門課程・応用課程)又は普通職業訓練(訓練時間が2,800時間以上のものに限る。)のうち、別紙に規定する訓練科
※ ただし、入校要件が高卒以上のものに限る

○必要書類

- ・ 申請書(別紙①)
- ・ 学校の概要(名称、設置者、所在地 等)
- ・ 職業能力開発促進法施行規則第29条の3に基づく修了証書の写し
※ 準拠している訓練科や、訓練時間が2,800時間以上であることが明記されていることが必要
- ・ 入校要件が記載されている公表資料(上記「学校の概要」に記載がある場合は不要)

2. 実務経験と同等の認定について申請する場合

(建設業法施行令第36条及び第37条に規定する技術検定の受検資格における実務経験としての認定)

○対象訓練科

- ・ 職業能力開発大学校等における普通職業訓練(訓練時間が2,800時間未満のものに限る。)のうち、別紙に規定する訓練科

○必要書類

- ・ 申請書(別紙②)
- ・ 学校の概要(名称、設置者、所在地 等)
- ・ 職業能力開発促進法施行規則第29条の3に基づく修了証書の写し
※ 準拠している訓練科等や、訓練時間が2,800時間未満であることが明記されていることが必要

(送付先) E-mail: hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp 技術検定係

(問い合わせ先)

担当国土交通省不動産・建設経済局建設業課 技術検定係 03-5253-8111(24-744)

※ 職業能力開発大学校等とは、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校、職業能力開発促進センター、認定職業訓練を指す(但し、認定職業訓練については、受講要件として所属企業等の制約が無い等、公平性のあるものに限る。)

※ 認定後において、施設名称や訓練課程・訓練科を変更する場合には必ず届出をして頂く必要があります(交付された認定書は、学校名、学科名、学科名及びカリキュラムの変更の届出の際に必ず必要となりますので、大切に保管してください)。

○指定学科認定

準拠しているカリキュラム規定(職能法省令別表)		認定する試験区分						
訓練系	専攻科	土木	管	造園	建築	電気	電通	機械
高度 職業訓練 【専門】 (別表6)	一 機械システム系	生産技術科				○	○	○
		制御技術科					○	○
		メカトロニクス技術科					○	○
	二 電気・電子システム系	電気技術科					○	○
		電子技術科					○	○
		電気エネルギー制御科				○	○	○
	七 居住システム系	住居環境科	○	○	○	○		
		建築科	○			○	○	
		建築設備科	○			○		
	十六 電子情報制御システム系	電子情報技術科				○	○	○
高度 職業訓練 【応用】 (別表7)	一 生産システム技術系	生産機械システム技術科				○	○	
		生産電子情報システム技術科						○
		生産電気システム技術科				○	○	○
	二 居住・建築システム技術系	建築施工システム技術科	○	○		○		
普通 職業訓練 【普通】 (別表2) ※訓練時間が 2,800時間以上 のもの	一 園芸サービス系	造園科			○			
	六 電気・電子系	製造設備科					○	
		電気通信設備科					○	○
		電子機器科						○
		電気機器科					○	
	七 電力系	送配電科					○	○
		電気工事科					○	
		電気設備科					○	
	三十一 建築施工系	木造建築科				○		
		とび科				○		
		鉄筋コンクリート施工科				○		
		建築設計科				○		
	三十二 建築外装系	屋根施工科				○		
		建築板金科				○		
		防水施工科				○		
		サッシ・ガラス施工科				○		
	三十三 建築内装系	畳科				○		
		インテリア・サービス科				○		
	三十四 建築仕上系	表具科				○		
		左官・タイル施工科				○		
	三十五 設備施工系	冷凍空調設備科		○				
		配管科		○				
		住宅設備機器科		○				
	三十六 土木系	土木施工科	○					
	四十一 塗装系	建築塗装科				○		
	四十四 通信系	電気通信科						○
五十四 メカトロニクス系	メカトロニクス科						○	

○実務経験認定

普通 職業 訓練 【普通】 (別表2) ※訓練時間が 2,800時間未満 のもの	一園芸サービス系	造園科			○					
	六電気・電子系	電気通信設備科					○	○		
	七電力系	送配電科						○	○	
		電気工事科						○		
		電気設備科						○		
	十五機械整備系	建設機械整備科							○	
	三十一建築施工系	木造建築科				○				
		とび科				○				
		鉄筋コンクリート施工科				○				
	三十二建築外装系	屋根施工科				○				
		建築板金科				○				
		サッシ・ガラス施工科				○				
	三十三建築内装系	インテリア・サービス科				○				
	三十四建築仕上系	左官・タイル施工科				○				
	三十五設備施工系	冷凍空調設備科			○					
		配管科			○					
		住宅設備機器科			○					
三十六土木系	土木施工科	○								
四十一塗装系	建築塗装科				○					
四十四通信系	電気通信科							○		
五十四メカトロニクス系	メカトロニクス科							○		
普通 職業 訓練 【短期】 (別表4)		板金科				○				
		建設機械整備科							○	
		建築科				○				
		配管科			○					
		建設科	○			○				
		クレーン運転科							○	
	建設機械運転科							○		

(別紙) ①：指定学科と同等の受験資格としての認定について申請する場合

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

申 請 校 の 住 所
代表者肩書及び氏名 印

技術検定受検資格認定（指定学科）申請書

建設業法施行令第36条第1項第4号、第37条第2項第1号ロ及び同項第2号ロの規定により、下記の訓練課程・訓練科の修了者に対し、技術検定の受検資格の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

〇〇職業能力開発大学校〇〇課程〇〇学科（能開法施行規則別表●「〇〇学科」に準拠）

〇〇職業能力開発大学校〇〇課程〇〇学科（能開法施行規則別表●「〇〇学科」に準拠）

〇〇職業能力開発大学校〇〇課程〇〇学科（能開法施行規則別表●「〇〇学科」に準拠）

※ 申請書に記載する訓練課程・訓練科名は、職業能力開発促進法施行規則第29条の3に基づく修了証書に記載される訓練課程・訓練科名と整合させること

(別紙) ②：実務経験と同等の認定について申請する場合

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長 殿

申 請 校 の 住 所
代 表 者 肩 書 及 び 氏 名 印

技術検定受検資格認定（実務経験）申請書

下記の訓練課程・訓練科の修了者に対し、その訓練期間を建設業法施行令第36条及び第37条に規定する技術検定の受検資格における実務経験として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

〇〇職業能力開発大学校〇〇課程〇〇学科（能開法施行規則別表●「〇〇学科」に準拠）

〇〇職業能力開発大学校〇〇課程〇〇学科（能開法施行規則別表●「〇〇学科」に準拠）

〇〇職業能力開発大学校〇〇課程〇〇学科（能開法施行規則別表●「〇〇学科」に準拠）

※ 申請書に記載する訓練課程・訓練科名は、職業能力開発促進法施行規則第29条の3に基づく修了証書に記載される訓練課程・訓練科名と整合させること